

佐賀県後期高齢者医療広域連合

1 経緯

平成18年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年4月1日施行）と全面的に改正され、75歳以上の高齢者等に係る医療については、医療保険制度で行うことになった。

また、平成20年4月から始まるこの後期高齢者医療を運営するのは都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成18年9月1日に設けた。

平成18年12月に全ての市・町で議決され、平成19年1月23日に県から設置許可書の交付を受け、2月1日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成20年4月1日から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が開始された。

2 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

○ 構成団体：県内全市町（10市10町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

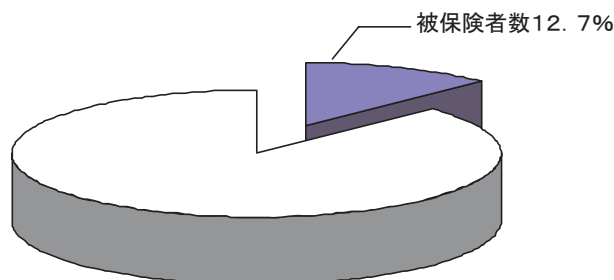
○ 主な業務

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

○ 被保険者数：108,954人（平成20年4月現在）

（うち65歳～74歳で障がい認定を受けている者4,892人）

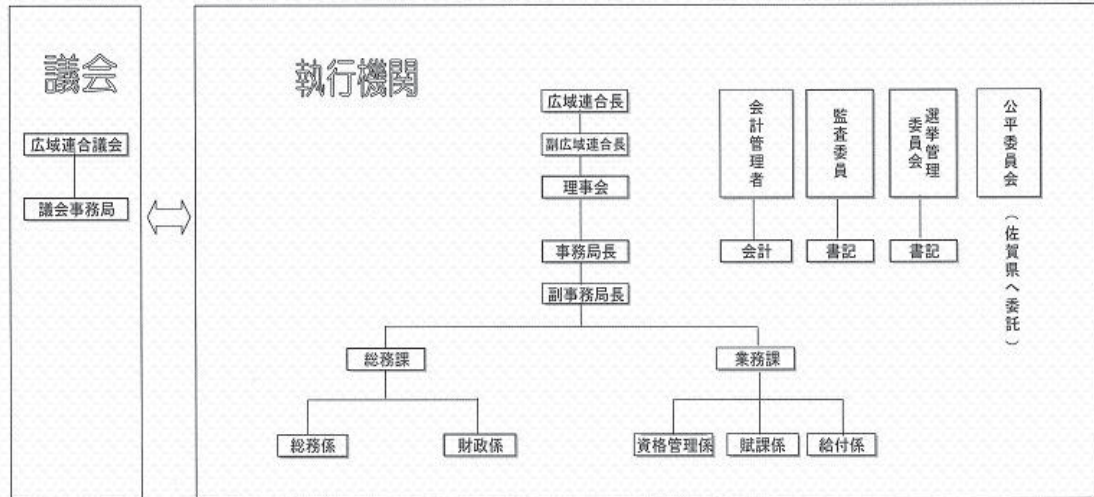
佐賀県全体人口に占める被保険者数の割合



佐賀県全体人口855,193人

3 組織図

現在、佐賀市大和支所 3 階に事務局を設け、構成市町等から派遣された26名の職員で、保険給付等後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。



※所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局 佐賀市大和町大字尼寺1870番地
佐賀市大和支所 3 F

4 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のしくみ

(1) 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合の区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

- ① 75歳以上のすべての方
- ② 65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障がいのある方

※ 寝たきり等の方は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

(2) 保険料

① 保険料の計算方法

保険料＝所得割額【前年中の総所得金額－基礎控除額（33万円）×所得割率】
＋被保険者均等割額

区分 \ 年度	平成20年・21年度
均等割額	47,400円
所得割率	8.8%

② 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者であった方

制度加入から2年間、保険料の所得割は賦課されず、被保険者均等割額が5割軽減される。

(※平成20年度特例事項あり)

③ 所得の低い方の軽減措置

所得の少ない世帯に属する被保険者は、世帯の所得状況に応じて保険料のうち被保険者均等割額が、段階的に（7割・5割・2割）軽減される。

(※平成20年度における経過的な軽減対策あり)

④ 保険料の納め方

原則年金（年額18万円以上受けている方）から天引き（特別徴収）されることとなり、それ以外の方は、納付書、口座振替（普通徴収）により納めることになる。

ただし、介護保険料とあわせた保険料額が、年金の2分の1を超える場合には天引きの対象とならず、普通徴収となる。

また、年金から天引きされる方で、一定の要件を満たす方は申し出により、保険料を口座振替により納めることができる。

(3) 給付の内容

① これまでの老人保健制度と概ね同様の給付

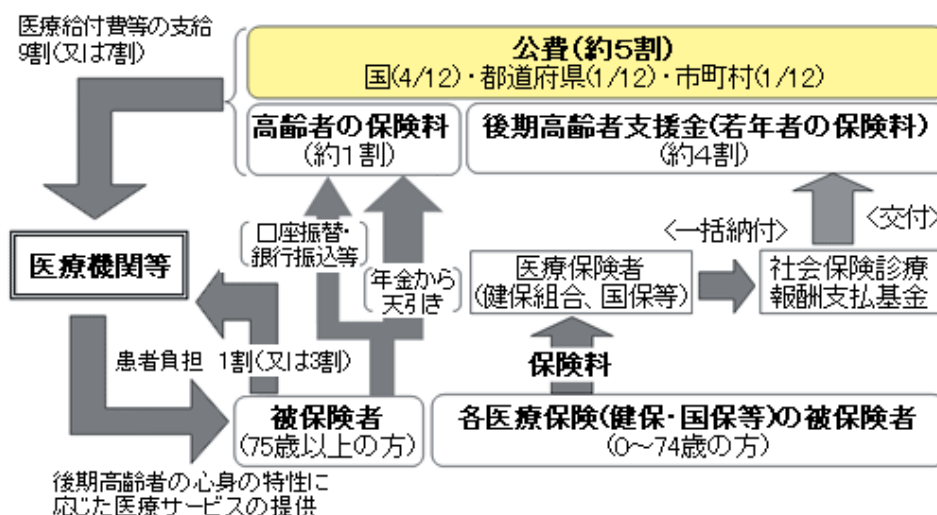
療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費の支給。

② 新設された給付

高額介護合算療養費

(4) 財政運営の仕組み

医療費から窓口で支払う患者負担額（所得により1割または3割）を引いた額（給付費）の約1割を保険料で賄い、残りの9割のうち、5割は公費（国：県：市町＝4：1：1）、4割はその他医療保険からの支援金で賄う。



佐賀市土地開発公社

(1) 目的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するために必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

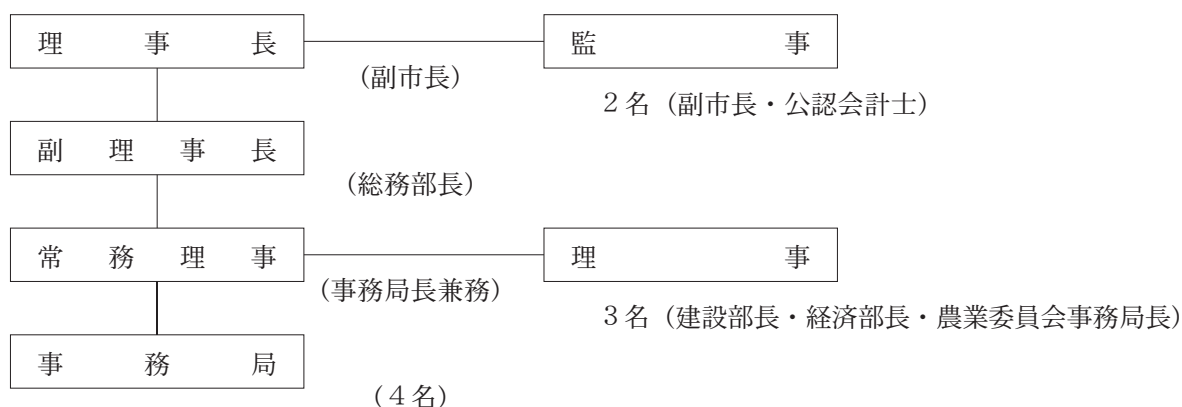
(2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市愛敬町4番23号（平成19年8月25日～）

(3) 基本財産

500万円（佐賀市からの出資金）

(4) 機構



(5) 事業計画（平成20年度）

① 買収予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
公共用地	3200.00	16,000	
補償費	—	0	
工事費	—	88,049	
測量試験費	—	200	
諸経費	—	0	
計	—	104,249	

② 売却予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
公共用地	48,858.52	768,278	
計	48,858.52	768,278	

(6) 公有用地明細表

平成20年4月1日

資産区分	面積 (㎡)	金額 (円)	資産区分	面積 (㎡)	金額 (円)
(1) 佐賀駅高架関連	2,550.92	667,149,325	(91) 城西多目的運動公園	1,652.65	106,769,287
(2) 下水道ポンプ場	4,055.75	115,026,341	(93) 上多布施町線	1,056.90	60,271,058
(5) 東高東線	471.76	39,373,244	(94) 角目～増田線	157.28	10,942,855
(6) 大和紡績株佐賀工場跡地	445.28	8,187,762	(98) 大財～藤木線	509.35	72,063,133
(8) 八戸～天祐線	2,551.87	258,179,179	(101) 城内公園予定地	1,579.06	277,241,140
(13) 呉服元町～湊線	697.32	115,225,743	(104) 公共用地代替地	304.57	61,458,918
(16) 久保泉工業団地	0.00	0	(105) 合併関連事業	332.47	9,811,770
(21) 大財～木原線	443.23	36,988,721	(106) 久保泉工業団地拡張事業	38,238.64	322,063,928
(24) 城内線	269.32	21,759,588	(107) 久保泉工業団地1号線	2,921.95	117,457,600
(25) 白山呉服元町線	227.18	270,780,409	(108) 久保泉第2工業団地	79,467.23	279,007,300
(26) はがくれの里	8,565.72	277,186,224			
(35) 安住団地	250.62	12,641,253	合計	206,354.51	4,156,466,711
(36) 先立運動公園	50,599.00	183,698,939			
(39) 公共用地代替地 (唐人町～湊線代替地)	1,290.24	148,645,945			
(51) 旧城内市営住宅用地	1,166.48	134,023,431			
(58) 神野公民館拡張	647.67	82,564,469			
(633) 唐人町～湊線 (単独)代替地(Ⅱ)	76.93	4,406,392			
(68) 上高木～鍋島線	249.89	18,872,022			
(74) 本庄学習センター	328.34	23,000,000			
(78) 城東川河川改修事業	3,949.90	350,801,492			
(84) 新川上流河川改修事業	348.00	10,440,000			
(86) 城西中東線	544.19	35,315,606			
(89) 東佐賀公園	404.80	25,113,637			

佐賀東部水道企業団

事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。（佐賀市諸富町については、佐賀市から水道事業を受託している。）

企業団が行う事業のうち用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高50m地点の白壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高100m地点の中原調整池（33,690m³）で貯水した後、自然流下によって5市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備された配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と末端給水にかかわる水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業	水道事業
計 画	供給区域 6市町 (370.87km ²)	給水区域 6市町 (210.4km ²)
	給水人口 332,250人	給水人口 115,200人
	一日最大取水量 102,000m ³ /日	一日最大給水量 48,900m ³ /日
	一日最大供給量 95,300m ³ /日	
実 績	平成19年度	平成19年度
	給水人口 303,407人	給水人口 114,041人
	年間供給水量 20,581,474m ³	年間給水量 11,799,414m ³
	一日最大供給量 69,865m ³ /日	一日最大給水量 39,597m ³ /日
	建設改良費（税込） 422,836千円	建設改良費（税込） 402,976千円



佐賀東部水道企業団 本庁
 佐賀市兵庫町大字西淵1960の4
 TEL (0952) 30-6151

佐賀営業所
 佐賀市兵庫町大字西淵1960の4
 TEL (0952) 30-6212

神埼営業所
 神崎市神埼町田道ヶ里1926
 TEL (0952) 52-1520

三養基営業所
 三養基郡みやき町大字東尾3139の1
 TEL (0942) 89-2868

基山出張所 (基山浄水場)
 三養基郡基山町大字園部1682の3
 TEL (0942) 92-5766

北茂安浄水場
 三養基郡みやき町大字江口3986の1
 TEL (0942) 89-5676

西佐賀水道企業団

事業の概要

西佐賀水道企業団は、佐賀市（佐賀市久保田町）小城市（小城市三日月町、牛津町及び芦刈町）白石町（白石町福富）を給水管内として水道事業を運営している。

当企業団は当初、佐賀県営水道として昭和28年、事業認可を受け、計画給水人口23,300人、計画一日最大給水量3,330 m^3 にて着工、昭和33年3月31日に竣工し佐賀県営水道廃止後、西佐賀水道組合として事業を継承し創設された。

企業団の給水区域は佐賀県のほぼ中央部に位置し、創設以来、住宅開発等、給水人口が著しく増加したことに伴い、過去7回にわたり管網整備を含む拡張整備事業を実施し安定供給に努めるとともに、将来的な水需要の増加に備え、国土交通省直轄の流況調整河川である佐賀導水により開発された水を水源として、佐賀県における佐賀西部地域広域的下水道整備計画に基づき昭和61年に設立された佐賀西部広域水道企業団（4市3町1企業団、用水供給事業）に参画し新たな水源を確保するとともに給水管内を3ブロック化し、それぞれの配水池より自然流下方式により各家庭へ給水する水道事業である。

計 画	実績（平成19年度）		
給水人口	42,500人	給水人口	39,973人
一日最大給水量	18,910 m^3 /日	一日最大給水量	11,941 m^3 /日
		一日平均給水量	10,483 m^3
		年間給水量	3,836,945 m^3
		建設改良費（税込）	227,650千円



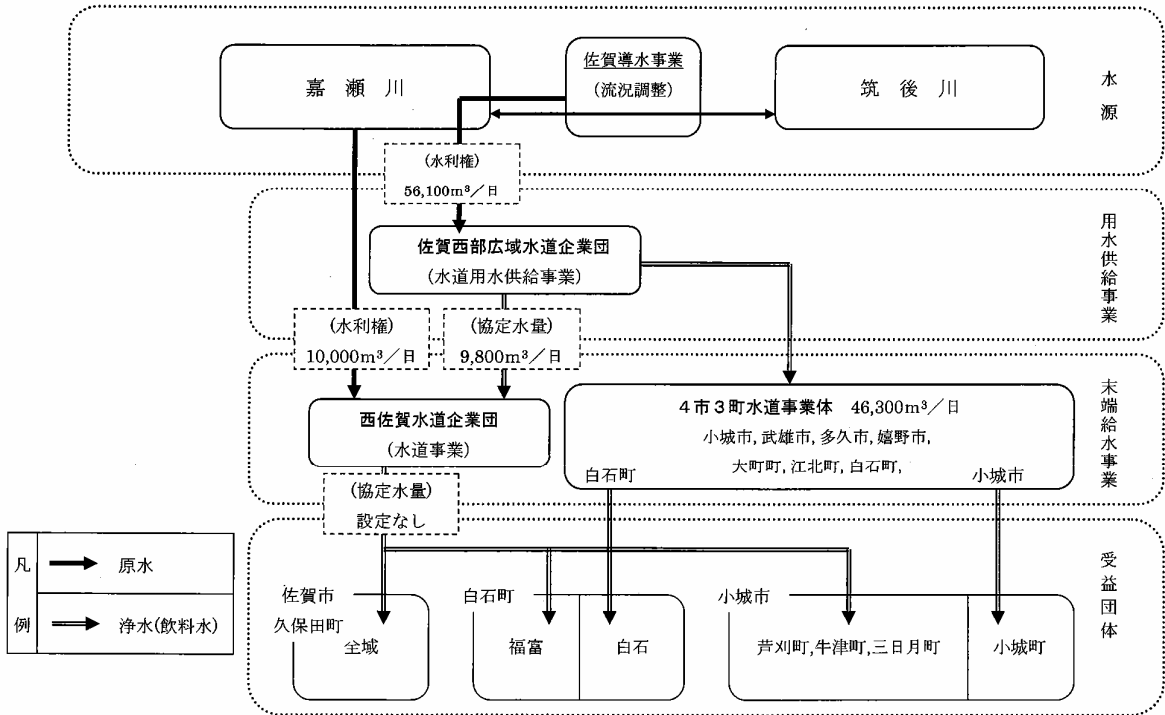
西佐賀水道企業団
 〒849-0201 佐賀県佐賀市久保田町大字徳万 57-2
 TEL0952-68-2225 FAX0952-68-2830

牛尾配水ブロック	
計画給水人口	35,200人
一日最大給水量	15,890m ³

砥川配水ブロック	
計画給水人口	3,500人
一日最大給水量	1,440m ³

三日月配水ブロック	
計画給水人口	3,800人
一日最大給水量	1,580m ³

水道事業体系フロー図
 ~水源から蛇口まで~



広連合域等

脊振共同塵芥処理組合

1. 施設名称 脊振広域クリーンセンター
2. 所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路3362番地1
3. 構成団体 吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市（旧三瀬村・旧諸富町）
4. 共同処理の事務 塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに収集に関する事務

ごみ焼却処理施設

- 敷地面積 40,000㎡（粗大ごみ施設・洪水調整池含む）
- 処理能力 74t/16H（37t/16h×2炉）
- 燃焼方式 準連続燃焼式（炉数：2炉）
- 主要設備
 - ①受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
 - ②燃焼設備 ストーカ方式
 - ③燃焼ガス冷却設備 水噴射冷却方式
 - ④排ガス処理設備 バグフィルタ・有害ガス除去設備（乾式）
- 建設事業費 3,264,136千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 372,121千円]
 - [地方債 2,570,500千円]
 - [一般財源 321,515千円]

粗大ごみ処理施設

- 処理能力 25 t/日
- 選別種類 鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物の4種類
- 主要設備
 - ①受入供給設備 受入れホッパ方式
 - ②破碎設備 粗破碎機（二軸）・回転破碎機
- 建設事業費 1,116,108千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 227,102千円]
 - [地方債 789,000千円]
 - [一般財源 100,006千円]

埋立処分地施設

- 建設年度 平成6年度～平成7年度（2ヵ年継続事業）
- 埋立施設面積 13,000㎡
- 埋立面積 11,000㎡
- 埋立容量 100,000㎡
- 埋立工法 セル工法
- 主要設備
 - ①流出防水設備 土堰堤

②遮水設備 全面遮水シート工（一部2重シート）

③浸出水処理施設 処理能力 60m³/日

処理能力：生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過＋キレート吸着＋活性炭吸着
＋塩素滅菌 ※浸出水処理水はごみ焼却施設にて再利用

○建設事業費 930,996千円

財源内訳 [国庫補助金 166,231千円]

[地方債 651,800千円]

[一般財源 112,965千円]

◎施設全体建設事業費 5,311,240千円

財源内訳 [国庫補助金 765,454千円]

[地方債 4,011,300千円]

[一般財源 534,486千円]

◎灰溶融施設概要

○建設年度 平成18年度事業（繰越事業）

○工期 平成18年12月4日～平成19年12月20日

○施設名称 脊振広域クリーンセンター灰溶融施設

(1) 処理能力 12.6 t / 16 h (6.3 t / 16 h × 2 炉)

(2) 溶融方式 焼却炉直結溶融方式

(3) 主要設備 ①灰溶融炉

②酸素供給設備（V S A 酸素製造装置）

③燃料供給設備（L P G 供給設備）

④スラグ搬出設備

⑤溶融飛灰搬出設備

(4) 建設事業費 973,665千円

(内 訳) 工事費 962,850千円

事務費 10,815千円

(5) 財源内訳 [国庫交付金 307,239千円]

[地方債 591,900千円]

[一般財源 74,526千円]

ごみ収集、運搬及び処理手数料

区	分	色	単位	手数料の額
可燃物指定袋	燃えるごみ用	透明	1袋につき	20円
資源ごみ指定袋	牛乳パック用	青色	1袋につき	20円
	白色トレイ用	紫色	1袋につき	20円
	ペットボトル用	緑色	1袋につき	20円
	新聞・広告・雑誌用	うす茶色	1袋につき	20円
	空缶用	橙色	1袋につき	30円
	空びん用	桃色	1袋につき	30円
不燃物指定袋	燃えないごみ用	黄色	1袋につき	30円
	有害ごみ用	透明	1袋につき	30円
指定ステッカー	粗大ごみ用		1枚につき	500円

一般廃棄物の処理手数料

区	分	手数料
一般家庭持込みごみ		10kg 未満は無料 10kg あたり 75円
事業所関係持込みごみ		10kg 未満は無料 10kg あたり 150円
犬・猫等の死体の処分		1体あたり 400円
処理区域内以外の市町村		1 t あたり 30,000円

分別収集の方法（指定ごみ袋種類）

ごみ種類	可燃ごみ	資源							不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
指定袋	可燃ごみ (透明) (緑字)	牛乳パック (青色)	白色トレイ (紫色)	ペットボトル (緑色)	新聞・広告 雑誌 (うす茶色)	紐でくくる	空缶 (オレンジ)	空ビン (ピンク)	不燃ごみ (黄色)	有害ごみ (透明) (赤字)	戸別収集 (有料)
品目	台所ごみ 廃プラ 紙くず 木くず 等	牛乳パック (500ml以上)	白色トレイ (食品用)	ペットボトル 飲料用に限る	新聞・広告 雑誌	ダンボール	空缶	空ビン	金属類 ガラス類 陶磁器類 等	蛍光管 乾電池 体温計 鏡 等	家具類 家電品 寝具類 その他

ごみ処理フローシート（平成19年度実績）

[単位：t]

